

2020（令和2）年度同和問題等啓発ポスター制作等企画提案コンペ 参加仕様書

1 企画提案コンペ（同和問題等啓発ポスター制作）の目的

21世紀は「人権の世紀」と言われ、人権の尊重が重要な課題と認識されるようになりました。しかし、その一方で、社会環境の変化によって新たな人権問題も生じてきており、多様な人権問題に取り組むことは喫緊の課題となっています。

今日、差別撤廃に向けてさまざまな取り組みがなされているにも関わらず、残念ながら、人権侵害は存在しており、なかでも部落差別は、解決へ向けて進んではいないものの、結婚や就職等に際しては依然として差別が後をたたない状況にあります。

今後とも地方公共団体はもとより、県民一人ひとりが同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要があります。

そこで、広く県民に対して人権意識の高揚を図るため、この同和問題等啓発ポスターを制作することとし、業務の実施に際して企画提案コンペを実施することにより、より効果の高い啓発の実現を図ります。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名 2020（令和2）年度同和問題等啓発ポスター制作等業務

(2) 委託業務概要 県民が同和問題等を正しく認識し、差別に対して真剣に取り組む、「部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくさなければならない」という人権意識の普及・高揚を図ることのできる啓発ポスターの制作・印刷・配送。

(3) 委託期間 契約の日から令和2年9月28日（月）までとします。

(4) 仕様

a ポスター

ア 規格 コート135kg
カラー4色刷り

（紙の調達にあたっては、古紙パルプ配合率の高い製品あるいは、環境に配慮されたバージンパルプ（森林認証された木材から生産されたもの、間伐材から生産されたもの、植林木から生産されたもの）が配合された製品などを優先するよう努めてください。）

イ 数量 ①B2判（縦版）（728mm×515mm） 100枚
②A2判（縦版）（594mm×420mm） 5,700枚

ウ 配送 ①市役所及び町役場
②国公立及び私立小・中学校、高等学校等
③県庁、県総合庁舎及び地域機関、警察署、法務局
④「基本法三重」加盟企業・団体及び県内の病院
⑤人権懇話会加盟企業及び各種協会
⑥県人権センター等

以上計約660箇所程度を予定（各所指定する枚数）

送付先データ（所属名・住所・枚数等）は、エクセルファイルで提供します。

送付にあたっては、人権センターが提供する送付文書データを必要数印刷のうえ同封して当センターからの発送物であることを明示してください。宅配便、郵送共に可。

b ポスターのデジタルデータ1式

ア デジタルデータ形式（CD-R）2枚

イ JPEG及びPDF形式（CD-R）2枚

タテ版及びヨコ版のデジタルデータを提出してください。

3 契約上限額

金 1,485,000 円

(消費税及び地方消費税を含む。これを超える提案及び契約はできません。)

4 企画提案コンペの実施方法

提出された企画提案資料をもとに、県の設置する「同和問題等啓発ポスター制作等企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）」においてその内容を審査し、最優秀提案を選定します。

県は、最優秀提案を提出した業者と随意契約を行います。随意契約は見積書の提出により行います。

(1) ラフ案、企画提案資料 提出期限・場所

提出期限：令和 2 年 6 月 26 日（金）午後 4 時

提出場所：三重県人権センター啓発課（津市一身田大古曾 693-1）

(2) プレゼンテーション

選定委員会において特に必要があると認める場合を除き、プレゼンテーションは実施しません。

(3) 審査基準

選定委員会において、次の視点から審査します。

- ・ 部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくさなければならないという人権意識の普及・高揚を図ることができるデザインか。
- ・ 県民に対して、キャッチコピーの意図が明確に伝わるデザインか。
- ・ 人権尊重の精神を明るく表現、プラスの表現で訴え、親しみや好感の持てるデザインか。
- ・ 斬新でインパクトのあるデザインか。
- ・ 低廉な提案価格であるか。

5 提出を求める企画提案資料等

(1) 同和問題等啓発ポスター・ラフ案 各案毎に 1 部提出

提出するラフ案は、1 業者あたり 2 案以内とし、大きさは B2 版とします。ラフ案で使用する紙は 2(4)a アに記載のものとし、ボードに貼付して提出してください。また、次の①から⑧をふまえて作成してください。

- ① 県民が、同和問題等を正しく認識し、差別に対して真剣に取り組み、「部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくさなければならない」という人権意識の普及・高揚を図ること。
- ② ポスターのコピーは次のとおりとすること。
メインコピー：STOP デマ STOP 偏見 STOP 差別
サブコピー：以下の 3 案のいずれかを基本としますが、デザインにあわせて修正を加えていただいても構いません。
 - ・ みつめよう 自分の生き方 一人ひとりが差別をなくす当事者に
 - ・ あなたも私も 差別をなくす当事者です
 - ・ まどわされない、まどわさないために 正しい知識を身につけよう

なお、最優秀提案に選ばれたものについては、図案に合わせてコピーの一部を変更する場合があります。

③ ポスターの下部に次の文字を入れること。

「2016 年に、障がい者差別、ヘイトスピーチ、部落差別を解消するための

ほうりつ しこう
法律が施行されました。」

「三重県・三重県教育委員会・三重県人権啓発ネットワーク協議会」

- ④ 文字の書体はUDフォントとすること。
 - ⑤ ②のキャッチコピーを踏まえて、人権尊重の精神を明るい表現、プラスの表現で訴え、親しみや好感の持てる図案とすること。
 - ⑥ 人の目に止まるようなビジュアルを念頭におくこと。
 - ⑦ ポスターの配布及び掲出場所は次のとおりとする。
市町の役場等公共施設、小・中・高等学校、県本庁及び各総合庁舎掲示板
交番・駐在所及び警察署、民間企業、銀行、病院等
 - ⑧ 制作するポスターは、B2縦版、A2縦版ですが、横版でも使用できる図案とすること。
- (2) ポスター制作にかかる企画書（様式1、A4縦版で提出）をラフ案毎に10部提出すること。
- (3) 企画制作、印刷、配送等業務執行体制・スケジュール及び見積書 各1部提出
・当該受託業務を行う執行体制及びスケジュール
・設計及び積算内容の費用内訳書（消費税込み・外税表記のこと）
- (4) 本コンペに参加するものは、参加資格確認書兼誓約書（様式2）に署名、捺印のうえ提出すること。また、三重県内に本支店又は営業所等がある場合にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写しを1部提出すること。
- (5) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写しを1部提出すること。
- (6) 選定委員会において、審査のために必要がある場合には、ラフ案について一部修正を行ったものを審査見本として提出していただく場合があります。

6 業務実施上の留意点

- (1) 制作委託契約後の体制確保
制作にあたっては、県が十分検討でき、県の意見を反映し得るような体制（日数・時間数）を確保すること。
最優秀提案の決定は「ラフ案」で行いますので、県が必要とする調整を行っていただく必要があります。（例えば、図案・写真・文字等について「ラフ案」の修正を行っていただいたり、そのために必要な資料収集を行っていただく必要があります。）
- (2) 成果物の著作権
著作権は、三重県に帰属するものとします。県が行うあらゆる啓発に使用できるものとします。（例：手提げ袋、ウェットティッシュ、下敷き、クリアフォルダー等）
また、他の媒体への使用料は無料（支払いはないもの）とします。
- (3) 制作計画(案)
6月26日（金） ラフ案等提出期限
7月上旬～中旬 選定委員会の開催
7月下旬 ラフ案の決定、原稿第1次案提出指示
8月上旬～中旬 最終原稿打ち合わせ、最終原稿決定
8月中旬 色校正・デジタルデータ提出
9月中旬～下旬 納品(発送)

- (4) 再委託は認めません。但し、配送等契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合は、この限りではありません。
- (5) 個人情報の保護
委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対しても、三重県個人情報保護条例第53条等の罰則規定が適用されますので留意してください。
- (6) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除
契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- (7) 不当介入による通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
- ① 受託者は、契約の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ・断固として不当介入を拒否すること。
 - ・警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ・発注所属に報告すること。
 - ・契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
 - ② 受託者が上記①の警察への通報又は発注所属への報告義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札停止要綱」に基づき落札資格停止等の措置を講じます。

7 その他

- (1) 企画提案等に要する費用の負担
企画提案資料制作にかかる経費は、参加事業者の負担となります。
- (2) 企画提案資料等の終了後の取扱い
提出された資料は返却しません。
- (3) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 提出された資料は、三重県情報公開条例に基づきその一部が情報公開の対象となることがあります。
- (5) 契約保証金は契約金額の100分の10以上とします。
ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。
契約書の作成に要する費用はすべて受託者の負担とします。
- (6) 委託契約代金の支払いは、委託業務が完了し、三重県の検査に合格した後支払うものとします。支払方法は、適法な請求書を三重県が受理した後、30日以内に指定された金融機関に振り込むものとします。
- (7) 本業務の仕様及び企画提案に関する質疑・確認等は令和2年6月5日（金）午前11時までに文書で行うものとします。質問への回答は、令和2年6月9日（火）午後5時を期限として行うものとします。

8 問い合わせ先

〒514-0113 津市一身田大古曾693-1
三重県人権センター 啓発課 福島
電話：059-233-5501
FAX：059-233-5511